



## ○申告受付日程表

◎町税の未納のある方は、申告受付場所で納付できます。

期 日	場 所	受付時間	対 象 地 区
2月18日(月)	大砂子地区公民館 (国道沿)	9:30～11:30	大砂子・柳野・永淵・大久保
		13:00～14:00	
2月19日(火)	岩原部消防屯所	9:00～11:30	岩原・筏木・西峯三谷
	川戸集会所	13:00～14:30	上桃原・下桃原・西久保・川戸・連火
2月20日(水)	久寿軒老人憩いの家	10:00～11:30	北川一区・北川二区・久寿軒
		13:00～14:00	
2月21日(木)	天坪地区複合集会所	9:30～11:30	戸手野・馬瀬・枯谷
	郷の家	13:00～15:00	本村・峰
2月22日(金)	住民課税務班 (役場1階)	9:00～11:30	小川・津家・日浦・高須
		13:00～16:00	大王下・大王上・杉・松生・川口南・葛原
2月24日(日)	住民課税務班 (役場1階)	9:00～12:00	全地区
		13:00～16:30	
2月25日(月)	一の瀬公民館	10:00～11:30	一の瀬・中央
	川口公民館	13:30～15:00	川口・谷・式岩
2月26日(火)	立川三谷公会堂	11:00～12:00	三谷
	中和・刈屋多目的集会所	13:30～15:00	中和・仁尾ケ内・刈屋
2月27日(水)	穴内会館	9:00～11:30	式岩・和田・尾生・磯谷・穴内全域
2月28日(木)	奥大田集会所	9:30～11:30	奥大田・西梶ケ内
	総合ふれあいセンター	13:00～15:00	大田口・目付・西梶ケ内・東梶ケ内 石堂・奥大田・西寺内・東寺内
3月1日(金)	総合ふれあいセンター	9:30～11:30	東庵谷・西庵谷・上東・黒石・中屋 和田・船戸
		13:00～15:00	
3月4日(月)	ゆとりすと交流センター	9:30～11:30	安野々・西土居・八川・佐賀山 東土居・川戸
		13:00～14:00	
3月5日(火)	西峰地区公民館 (旧西峰へき地保育所)	9:30～11:30	野々屋・土居・久生野・大畑井・沖 蔭・柚木
		13:00～14:30	
3月6日(水)	八畝集会所	10:00～11:30	八畝・西川・立野
	怒田ふるさと館	13:00～15:00	怒田・南大王・三津子野
3月7日(木)	東豊永生涯学習センター	9:30～11:30	大平・大滝・落合・高原・川井・中内 立野・西川・粟生
		13:00～14:30	

◎当日申告できない方は、3月15日(金)までに税務班(役場1階)へお越しください。また、対象地区以外の場所で申告をされる方は、事前に役場税務班までご連絡ください。

問い合わせ先・・・住民課税務班 ☎ ⑦2-0450

# 町県民税の申告は3月15日までに!

今年も各地区で、所得の申告受付を実施します。申告書を回覧等をお願いしていますので、必要部数を受け取り、下記の事項にご留意のうえ、該当する場所で申告書を提出してください。

### ◆次に該当する人以外は全員申告書を提出してください。

- 所得税の確定申告書を提出している人
  - 平成24年中の所得が給与所得のみであった人
  - 20歳未満で収入がない人
  - 平成25年1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人
- ※収入がなかった場合でも、国民健康保険税や、老人医療・介護保険・障害者等の負担区分判定の資料になりますので、必ず申告書を提出してください。(郵送可)



### ◆次の収入がある場合は、必ず計算書を持参してください。

- 農業所得・・・出荷先が発行する計算書、精算書・必要経費の明細書、領収書など
- 日労所得・・・事業所が発行する賃金支払明細書
- 個人年金(公的年金等以外の年金)・・・保険会社発行の通知書(証明書)

※申告書の提出後に税務班の調査によって所得が判明した場合は、その所得を加算して所得金額とします。

### ◆各種控除を受ける場合の必要書類

- 医療費控除額・・・医療費の領収書および保険金など補てん金額のわかるもの  
支払った医療費の合計を事前に集計してください。(病院毎・個人毎など)
- 社会保険料控除額・・・申告者および生計を共にする配偶者や親族にかかる保険料(国保料・国民年金保険料・任意継続保険料など)の納付・控除証明書または領収書
- 生命保険料控除・・・申告者および扶養家族名義の生命保険料・個人年金保険料支払証明書
- 地震保険料控除・・・地震保険料および旧長期損害保険料支払証明書
- 寄附金控除・・・受領書または証明書
- 住宅借入金等特別控除・・・家屋・土地の登記簿謄本または抄本、家屋・土地の売買契約書、住民票の写し、年末残高証明書など

### ◆平成24年分 公的年金等に係る雑所得の速算表

[求める所得金額=①×②-③]			
年齢区分	①公的年金等の収入金額の合計額	②割合	③控除
65歳未満 S23年1月2日以後に 生まれた人	700,001～1,299,999	100%	700,000
	1,300,000～4,099,999	75%	375,000
	4,100,000～7,699,999	85%	785,000
	7,700,000円以上	95%	1,555,000
公的年金等の収入金額の合計額が700,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。			
65歳以上 S23年1月1日以前に 生まれた人	1,200,001～3,299,999	100%	1,200,000
	3,300,000～4,099,999	75%	375,000
	4,100,000～7,699,999	85%	785,000
	7,700,000円以上	95%	1,555,000
公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。			